

岐阜県生活指導研究協議会 規約（旧）

- 第1条 この会は、岐阜県生活指導研究協議会という。（通称：岐生研）
- 第2条 この会の所在地は、会計宅に置く。
- 第3条 この会は、全国生活指導研究協議会の指標にもとづいて活動することを目的とする。
- 第4条 前項の目的に賛成するものは、年会費6,000円（全国生活指導研究協議会3,000円、岐阜県生活指導研究協議会3,000円）を納めて会員になることができる。
- 第5条 この会は、その目的を達成するため、次のような活動を行う。
- (1) 研究会の開催
 - (2) 機関誌「かがり火」の発行
 - (3) 研究サークルの育成並びに組織の促進
 - (4) 内外の研究者及び団体との交流
- 第6条 この会には、次のような機関を置く。
- (1) 総会
総会は、この会の最高決議機関であって、この会の研究方針・運動方針の決定、予算と決議の審議・承認、役員を選出、規約の審議と決定を全生研の方針にもとづいて行う。
 - (2) 常任委員会
役員として、会長・事務局長・常任委員・指名常任委員で常任委員会を構成しこの会の運営を行う。
全国委員
 - (3) 全国委員は全生研と連絡をとり、全国委員会を構成し、この会の運営にあたる。
- 第7条 会員規定（権利と義務）は、次のようにする。
- (1) この会の会員は、地域ごとにサークルを組織することができる。
サークル長は、常任委員会で交流を図りながら活動を進める。
 - (2) 会員は、例会に参加できる。進んで組織・参加する主体性が求められる。
 - (3) 会員は、全生研機関誌「生活指導」を進んで読み学習する。
 - (4) 会員には、岐生研機関誌「かがり火」が配付される。
 - (5) 会員は、岐生研機関誌「かがり火」に投稿ができる。
 - (6) 会員は、それぞれの属しているサークル及び県の常任委員会へ援助を求めることができる。
- 第8条 本会の設立年月日は、1973年（昭和48年）5月20日とする。
- 第9条 この規約は、2016年6月4日より施行する。
- 第10条 この会の会計年度は、「春の1日学習会」から翌年の「春の1日学習会」までとする。